

原 著

社会福祉におけるスティグマ問題

—— 英国の研究を中心として ——

小 田 憲 三

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科

(平成4年3月11日受理)

The Problem of Stigma in Social Welfare

—— The Case of a British Study ——

Kenzo ODA

Department of Medical Social Work

Faculty of Medical Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-01, Japan

(Accepted Mar. 11, 1992)

Key words : stigma, welfare office, asylum, selectivism, universalism

Abstract

Stigma in social services, recipients of services, and social welfare agencies or institutions is very important issue from the point of human services. In spite of cognition on stigma, the study of it is delayed in the Japanese social welfare world. The study of stigma was done by Goffman, who was an American sociologist in 1960's, and his study has been famous as the world wide research. Britain, which has its own accumulation on this matter, was strongly influenced by Goffman, and major scholar like Titmuss, Pinker had started their investigations on stigma. Spicker who is a son of Pinker in academic world is discussing directly on the problem of stigma.

要 約

社会福祉サービス、その受給者、社会福祉機関・施設におけるスティグマは、人間的地平においてきわめて重要なものである。しかし、その存在自体は認められながらも、我が国の社会福祉研究のなかでは遅れた研究分野である。スティグマ研究は、もともと米国の社会学者であるゴッフマンによって1960年代に取り上げられ、世界的に大きく広まった経緯がある。英国では、それ以前からの研究の蓄積があったけれども、ゴッフマンの著作によって強い刺

激を受け、ティトマス、ピンカーなどの主要な研究者がこの問題に取り組み始めた。ピンカーの弟子であるスピッカーは、社会福祉学の立場から、スティグマ問題を直接的に取り上げている。

1. 問題の所在

「……ほとほと手をやきましたよ。わたしの受け持ち地区に山口さんって母子世帯があるんですよ。生活が苦しうだってアパートの評判ですからね。わたしもみかねましてね。再三、足を運んで生活保護の申請をするようになって、すすめたてみたのですがね、絶対に国のお世話にならないって頑張っているんですよ。たしかに生活は楽じゃないようですがねえ。こんなケースはどうしたらいいんでしょうかね」¹⁾ (氏名な仮名)。ある千葉県の民生委員が福祉事務所の社会福祉主事に相談を持ちかけている言葉である。ここではスティグマ、つまり社会福祉の一分野である生活保護の受給を汚名、恥辱と感じている人間の姿を読みとれる。

「……想い浮かぶのは“こんなところへ来なくなかった。”と涙をふくませた眼です。生活に困った時、福祉事務所を訪れるのは一般的に勇気を要することになっているのでしょうか」²⁾。この福祉事務所の社会福祉主事の述懐が示しているごとく、スティグマは社会福祉サービスおよびサービス受給者に汚名、恥辱を感じさせるだけでなく、サービスの実施機関・社会福祉施設や、そこで働くソーシャルワーカーに対しても同様の感情を抱かせるのである。

西尾祐吾によれば、向坂 寛の資料³⁾に依拠しつつ、「わが国は『恥の文化』を持つ社会であるといわれている。スティグマの主要な構成概念は『恥』の意識なので、わが国の精神的土壌にはスティグマを生む条件が充満しているのではないかと思われる。恥の語源は『はずれる』からきているが、我々日本人が『場』から『はずれる』ことを恥と考えているのである。すなわち、『場』が規定する規範や規制からの逸脱が『恥』なのであり、『場』によって規範や規制が異なる場合があるのはいうまでもない。我々日本人は『場』を何よりも大切に思い、『場』からはずれるのを恐れるのであって、『場』からはずれた人

はスティグマに満ちた存在となる。そして福祉の受給者になるのは『場』からはずれることを意味するのである」⁴⁾と分析される。

また、西尾は戦前の救貧事業、戦後の公的扶助の歴史をひもときながら、恤救規制(1874年)、救護法(1929年制定、1932年実施)、生活困窮者緊急生活援護要綱(1945年)、旧生活保護法(1946年)、新生活保護法(1950年)と法体系が近代化され、さらに内容においても変化しているにもかかわらず、依然としてスティグマを払拭しきれない事実を指摘している。西尾は、その要因を日本文化論、日本人論に求めている局面がみられるが、事実はより深層にあり、しかもより広範であろう。

ピンカー (Pinker) が指摘するごとく、「失業労働者は餓死しかかったので、ヴィクトリア時代のイングランドにおけるワークハウス・テストの屈辱にも甘んじたのであろう。それにもかかわらず彼は申請する前に空腹に耐えようとしたのであった。今日、餓死でなく空腹の予想がスティグマ感にもかかわらず、通常、困窮者に救助を求めさせる」⁵⁾のである。ピンカーは英国における救貧法時代のワークハウスへの入所にまつわるスティグマの存在および現代英国の社会福祉サービスのスティグマ性を問題としているのである。

また、スピッカー (Spicker) は英国における社会福祉サービスの名称変更に関して、次のように述べている。⁶⁾

諸社会サービス行政の歴史は、もろもろのサービスの呼称変更によって、即効力ある制度改正を行おうとする無駄な試みが、随分多くあったことを示している。「公的扶助」は、救貧法のもとで院外救助にまつわるスティグマを、福祉とは無縁のものとするための改正として1930年に導入されたが、まもなく公的扶助自体のスティグマを身に帯びてしまう。

「一時的給付」制度が失業者のために実施さ

れたが、後の1934年の「失業扶助」の名称に変更された。救貧法の廃止に伴う措置の一環として、1948年には「失業扶助」を基礎とした「国民扶助」が制度化される（フランスでは同様の改正が1954年に実施され、公的扶助は「社会援護」に改称された）。さらに「国民扶助」は人気のない制度であることがわかり、……「補足給付」と変更された。

英国のみならずフランスをも含めて、スティグマ性をなくそうとする努力が重ねられているにもかかわらず、新しく発足した制度がまたスティグマを帯びるという苦い経験を諸国家が味わっているのである。これはただ現金給付のみならず、障害者や母子家庭および附随的な社会福祉サービス、あるいは今日の社会福祉機関や社会福祉施設に向けられるスティグマを減少させるための名称変更の場合にも該当する。もちろん、西尾が述べるような国家や民族の文化性とは無縁であるとはいえないが、より本質的にはスピッカーにみられるごとく、「スティグマは複雑な概念であって、別々であるが相互に関連し合う要素から成り立っていると見なければならぬ。属性、態度及び感情を別々に切り離して扱うのは事実上不可能に近い」⁷⁾というべきであろう。

ところで、以前からスティグマの存在が社会福祉学の課題として認識されていたにもかかわらず、それを大きく刺激したのは米国の社会学者ゴッフマン（Goffman）が1960年代前半に独自の社会学方法論に基づいて分析して以後のことであろう。ゴッフマンは「スティグマという言葉を用いたのは、明らかに、視覚の鋭かったギリシャ人が最初であった。それは肉体上の徴（しるし）をいい表わす言葉であり、その徴は、つけている者の特性上の状態にどこか異常なところ、悪いところのあることを人びとに告知するために考案されたものであった。徴は肉体に刻みつけられるか、焼きつけられて、その徴をつけた者は奴隷、犯罪者、謀叛人——すなわち、穢れた者、忌むべき者、避けられるべき者（とくに公の場所では）であることを告知したのであった」⁸⁾と、その語源と語義を明らかにしてい

る。Oxford English Dictionary（OED）によると、スティグマは汚名、恥辱、不名誉、欠点、烙印などの言葉によって説明されている。また、スティグマのギリシャ語の語源は、むち打ちや折檻、厳罰などの意味を持つstick（スティック）と同じであることも、語義的には見落せない要因である。

ゴッフマンは、スティグマの定義を「未知の人が、われわれの面前にいる間に、彼に適合的と思われるカテゴリー所属の他の人びとと異なっていることを示す属性、それも望ましくない種類の属性——極端な場合はまったく悪人であるとか、危険人物であるとか、無能であるとかという——をもっていることが立証されることもあり得る。このような場合、彼はわれわれの心のなかで健全で正常な人から汚れた卑劣な人に貶められる。この種の属性がスティグマなのである。ことに人の信頼を失わせるその働きが非常に広汎にわたるときに、この種の属性はスティグマなのである。この属性はまた、欠点、短所、ハンディキャップともよばれる。スティグマは、対他的な社会的アイデンティティと即自的な社会的アイデンティティの間にある特殊な乖離を構成している」⁹⁾と下している。社会学者としてマッキーヴァー賞を受賞したゴッフマンの方法論は、構造—機能的社会学に距離を置きつつ、象徴的相互行為論、現象学的社会学、エスノメソドロジーともみられるが、技術論的、政治論的、構造論的、文化論的と併列して第5の演出論的視角を加えた特異な手法を用いている。したがって、スティグマ現象に迫る社会学的方法論は、巨視分析やマクロ社会学ではなく、微視分析やミクロ社会学によるといえようが、このような手法によってむしろ構造—機能分析の内容が豊富化されるという大胆な試みである。

スティグマというきわめて人間性の琴線に存在する属性を抽出するには、そのような社会学方法論が要請されるのであろうが、ゴッフマンを随所に引用するスピッカーの学問論はオーソドックスな英国社会福祉学の方法論に立脚している。ピンカーの弟子であるスピッカーは、人文科学、社会科学、ときには自然科学の高い水準の知識人として縦横無尽にスティグマ現象を

分析するとともに、ゴッフマンに時析みられる記述的態度を受け入れず、社会福祉の政策課題やソーシャルワーク関係とスティグマとの緊張関係に分析の標的を定めている。

スティグマをめぐる学問論はさておき、西尾が指摘するごとく、「社会福祉発達の歴史はスティグマ克服の歴史である」¹⁰⁾。残念ながら、今日においても、その成功例はまず見当らず、社会福祉の歴史はスティグマを克服しようと努力しつつも、失敗を重ね、再び挑戦してきた歴史といえるかもしれない。ただ、失敗の原因はかなり明確になってきているといえるであろう。

ピンカーは、次のように述べる。すなわち、「社会福祉の最も明らかな事実はまだ誤解される傾向がある。産業社会における膨大な福祉官僚制の存在は、これらの社会が比類なく他人に思いやりがあるということではなくて、思いやりの自発的指示だけではなく、多くの不充足の人間的ニードを一貫して充足させることができない、という事実認識を示唆している」¹¹⁾と。ここでは、ピンカーはスティグマが膨大な福祉官僚制という現代産業社会における再生産過程に組み入れられていると説いているようである。たしかに現代の先進工業諸国においては、社会福祉サービスに対する公共的セクターの進出が著しく、そこにスティグマがぬぐいきれない現状であることを考慮すると、社会福祉におけるスティグマ問題はまさに重大な課題だといわなければならない。したがって、ピンカーが「スティグマという現象は、ほとんどの形の葛藤が表面上は制度化された社会内における福祉サービスの構造および目的、ならびに力の均衡を理解するための中心的現象である」¹²⁾と指摘するのは、きわめて妥当なことといえよう。

2. 英国社会福祉学におけるスティグマ研究の系譜

「救貧法にまつわるスティグマは伝説的になっている」¹³⁾(スピッカー)が、「スティグマの問題は救貧法以前にその徴候がみられ」¹⁴⁾、紀元4世紀のタルムード(ユダヤ教典)の挿話に史実をみることができる。したがって、スティグマに関する救貧法以前の他の記述をみても、「ステ

ィグマは救貧法とは全く離れたところに発生していたこと、そして、スティグマが単に救貧法や劣等処遇の原則とは断じられない有力な証左をうかがわせる。また、それは何故に、救貧法が廃止されてもスティグマが消滅しなかったのかについての理解の手助けとなる」¹⁵⁾。

スピッカーが調べ得た救貧法におけるスティグマの最初の用語例は、1791年のロック(Locke)の報告書においてであるが¹⁶⁾、以後、救貧法改正運動あるいは救貧法擁護運動のなかで徐々に使用されることになる。例えば、ベンサム(Bentham)の影響を受けたチャドウィック(Chadwick)のワークハウス・テストと劣等処遇を論じた文献¹⁷⁾、「スティグマを負う手」についてのベンサムの記述¹⁸⁾、スティグマ化(stigmatisation)についての試験的用語法¹⁹⁾、ブース(Booth)による高齢者受給に関するスティグマ排除論²⁰⁾、などが代表的なものであるが、こういった救貧法の長い時の流れのなかで、救貧法とスティグマが結合したような印象を与えていくわけである。

さらに、1905年に救貧法改廃に関する王立委員会が設置される前後になると、ウェッブ(Webb, S.)によるフェビアン主義の立場からのスティグマ排除の方法論の提示²¹⁾、バーナード・ショウ(Bernard Shaw)による貧民の選挙権付与の提言²²⁾、ウェッブ夫妻(The Webb)による貧民の選挙権の失格問題に関する見解²³⁾、などがあるが、多数派報告に対する少数派からの「被救恤窮民のスティグマ」の観念への批判がにじみ出る表現となっている。こうして、スピッカーが指摘するごとく、「スティグマの観念は、救貧法における劣等処遇と、抑制政策に密接に関連するようになっていったのである」²⁴⁾。

この救貧法のあり方とそこにおけるスティグマに対する研究態度は、エッセイ的な態度や英国に根づいている経験主義思想の影響を受けたものであるが、強いていえば青書社会学的な方法論であるといえるだろう。このようなスタンスが果たして学問的といえるのかどうかについては評価の分かれるところであろうが、少なくともスティグマ問題を含めた英国の社会福祉研究はこういった手法でなされてきたし、現在でもなおこのような研究態度は生き続けている。

ところで、1948年の国民扶助法における成立によって、救貧法の廃止がなされ、スティグマと救貧行政の結合を分離させる諸サービスが導入された。しかし、そこではスピーカーが見抜いているごとく、「スティグマの概念は時の経過につれて広がってきたので、今やその概念は、不当な処遇、辱しめ、面目の失墜その他あらゆる場合を含むようになり、その問題に気づくことが諸社会サービスの発達を促したのであった」²⁵⁾。

しかし、それはただ公私の社会福祉関係者の努力のみではなく、第2次世界大戦後においてはティトマス (Titmuss) などの社会福祉学界のリーダーの研究や発言の影響の賜物でもある。例えば、ティトマスは *Commitment to Welfare* (邦訳、『社会福祉と社会保障』) において、スティグマについて次のように言及している²⁶⁾。

社会的費用の将来の分配と社会政策の将来に関する考え方の核心にあるものは、スティグマの問題、あるいはゴッフマンの言葉を借りれば、「傷つけられたアイデンティティ」の問題であって、道義的行為、人種、階級、年齢、精神的適合性、その他の選択=拒否の基準に基づいて感知され、経験される差別と不満の問題である。

ティトマスはゴッフマンの「傷つけられたアイデンティティ」あるいはスティグマの概念を援用しながら、それらが社会福祉の「核心」にある問題だと認識している。こういった核心にある問題に対処する社会福祉サービスは、どのようなものでなければならないのか。ティトマスは、次のような幾つかの方向性と解決策を提示している。

補助、贈与あるいは一方的移転——それが現金、賃金、エネルギー、補償、血液提供、あるいは生活そのものなど、どのような形態をとるにしても——というものは、交換とかあるいは相互的移転が経済の特色を示すのと同じように、(政策および行政のなかで)社会的な特徴とされるのである。飛躍したい方

かもしれないが、「経済的市場」に対比して、「社会的市場」ということで、この分野を概念づけることもできるかもしれない²⁷⁾。

真の問題はつぎの問題のなかに存在する。すなわち、個人的資産調査によることなく、特定のカテゴリーや集団の地理的範囲のニードの基準のうえに立って、社会権として与えられる選別的サービスが、その内部に、またその周辺に発展され、受け入れられるような価値および機会の基礎的枠組みを提供するためには、一体、どんな特定の下部構造をもつ普遍主義的サービスが必要であるかという問題である。……英国においては、貧困の問題、民族的統合の問題、さらに社会的ならびに教育的不平等の問題に対する答えは、普遍主義的サービスの下部構造において他には存在しえないのである²⁸⁾。

ここにみられるティトマスの立場は、第1に社会福祉サービスは、本質的には等価交換によらない贈与関係や一方的移転であること、第2にそのような特質は経済的市場の原理に基づかない社会的市場を形成させること、第3に上記のような価値による社会福祉サービスが、資産調査を実施しない普遍主義原則にのっとって運営されれば、スティグマを最小化させうること、などに特徴づけられる。事実、ティトマスは晩年の著作である *Social Policy: An Introduction* (邦訳、『社会福祉政策』) において、「国民保健サービスを利用した大多数の人びとが『依存』や『スティグマを押された』と感じたかどうかは疑問である。このサービスはその範囲内において『普遍主義』である——またそうあるべきだと考えられている——という事実の一つの要素である」²⁹⁾とし、普遍主義原則の運用によってスティグマを最小限に抑制させられるという信念を示している。ここには、フェビアン社会主義に燃える学徒ティトマスの思い入れを読みとることができるであろう。

ピンカーは、「ティトマスの大きな貢献は、スティグマを中心的問題に据え、社会政策の主要な実際的課題は、受給者にスティグマを与える

ことのない福祉供給の方法を編み出すことと規定した³⁰⁾点を高く評価しているが、思想、信条をこえた正確な論評といえよう。

一方、スティグマ問題を論じるに際して、ピンカーは「すべての社会サービスは交換システムである。……交換という経験において、人間の恒常的、中心的な経験である威信あるいはスティグマの感情を伴って、与え手の側の感謝あるいは憤慨のような、一連の態度が現れる³¹⁾という前提からアプローチする。これは、ティトマスとは全く逆の方法であるのはいうまでもない。したがって、「ティトマスは『社会』市場と『経済』市場とを区別したのであるが、産業社会において個人は同時にその二つの文脈において生活しなければならない、ということの思い起こすことは重要である³²⁾とすると同時に、「普遍主義的サービスがすべて常に地位の付与（市民権の行使）であるとすることは、選別主義的サービスが常にスティグマを付与するという主張と同じく、もはや真実ではない。まったく、これら二つの概念形成はスティグマ付与の過程についてのわれわれの理解をひどく混乱させてきた³³⁾と了解する。

つまり、ピンカーは人間生活の常態が経済市場と社会市場とに分離されないことを受領すれば、ティトマスのような普遍主義によるスティグマの解決などはとてもあり得ないことを示唆するのである。また、贈与関係におけるサービスの提供者と受給者の人間性のアンビバレンツは、当然のことながらスティグマを生む母体にこそなれ、その解消には基本的に大きな力を発揮し得ないのである。

それでは、ピンカーによる社会福祉場面におけるスティグマ問題の解決法はどのように展開されるのであろうか。それはまず、「多元的社会において、人びとはちがった状況でちがった基準によって自分自身を価値づけることを学ぶようになる³⁴⁾という現代産業社会における人間理解から出発する。多元的産業社会におけるスティグマの問題は、単純明快な普遍主義によってはなかなか解決困難であるし、いわゆる積極的優遇の方策にも限界がある。むしろ、「この問題の解決策は、スティグマが経験される理由、そ

して最もそれに直面しそうな供給と利用の条件についてのより深い理解を得ることによってもたらされるのであろう。この目的のためには、専門家の規範的意向よりもむしろ、利用者の規範的意向、あるいはさらに、社会構造と組織の客観的事実に基づいた福祉モデルの構築を必要とする³⁵⁾のである。換言すれば、スティグマは人間の主観的事実と客観的事実の交差する接点に生ずるのであるし、それは多元的産業社会の社会構造に規定されつつ、しかも個々人の自由な生活場面で発生するわけである。したがって、スティグマ問題は社会福祉サービスを受給する人びとの人間性の研究と、それを提供する組織の構造分析がスパークする接点に的を絞った複眼的な研究方法を要請するのである。

例えば、「社会サービスを利用する人びとの大部分は、経済市場における不運な経験によってスティグマを与えられた後で、それを利用する³⁶⁾ことを考えれば、人間性の深層における理解を不可欠とする。他方、「社会サービスが社会統制の機関として作用するかぎり、それは治療的機能とスティグマを与える機能の双方を結びつける³⁷⁾事実があるので、社会福祉サービスの組織分析あるいは構造分析を必須としている。そして、この両者のスパークする地点を把握し得るならば、スティグマの緩和策も講じることが可能となるかもしれない。

そこで、ピンカーは深さ(depth)、時間(time)ならびに距離(distance)という3つの変数の立体構造としてスティグマを把握することを提唱している。以下、重要なので、引用しておく。³⁸⁾

第1の深さという変数は、受給者が彼の依存性と劣等感を自覚し、彼の地位の定義を合法的と受け入れる程度をさす。受給者の地位は、彼が受け取るものが、以前のサービスに対する返却あるいは以前に被った悪い待遇に対する補償として認識される時、高められるであろう。この原則は多くの形の社会保険制度で例証されている。……贈物が、受給者の未来の他への贈与可能性（あるいは互惠への傾向）を高めると思われる時、受ける者の地位は高められるのであろう。この理由で、教

育は通常、他の社会サービスよりも寛大なベースに基づいて供給される。そして資産調査が、食物のような補足的福祉供給ではなく、事実上教育供給に関して用いられる時、スティグマを経験することはあまりない。……第2の重要な変数は距離である。それは社会的か空間的であろう。われわれは距離に関する諸問題は、産業社会における福祉施策の理解にとって中心的である、ということにも言及してきた。受給者が贈与者から遠ければ遠いほど、彼はスティグマをより少なく受け取る傾向がある、と示唆された。……施設収容は空間的距離という効果を強化する。ひとたび老人および精神薄弱者のような集団が隔離されると、物的設備が比較的快適であるときでさえ、彼らは容易に忘れられ、人格的にスティグマを帯びさせられたことに気づかされる。地域レベルでのより小規模な福祉供給の新しい形態の創出が、必然的にスティグマを減らす、という見解を支持する明解な証拠は何一つない。「英国救貧法」は、終始、地域的サービスであったが、またスティグマを与えるサービスそのものであった。……第3の変数は時間である。依存状態の期間が長くなればなるほど、依存者の全社会生活におけるスティグマはますます深くなる傾向がある。「傷つけられたアイデンティティ」というゴッフマンの概念は個人的ハンディキャップに関してこの現象を明らかにする。二次的社会化および再社会化の過程は、それらが効果をもたらすまでに時間を要するほど、劣等感を強化する。施設収容は時間の次元に強烈さの次元を付け加える。人種あるいは宗教のような劣等とされる帰属形態に由来するスティグマは、最大の範囲に強化させる。

このように、スティグマは深さ、時間、距離という3つの変数の相互作用という立体構造によって構成されているのであるが、その多変数関係の測定によって、スティグマを測定することが可能だというのがピンカーの立場である。また、その測定結果によって、社会福祉政策の立案、対人福祉サービスの展開、ソーシャルワ

ークの技術などを工夫すれば、何がしかのスティグマ軽減の可能性があるというわけである。ただ、3つの変数それぞれの具体的な測定手法や解析の方法論、多変数関係の立体構造のモデル提示、政策、サービスおよびソーシャルワークへの反映などについては、ピンカーは示唆するにとどまっており、実際場面での適用はきわめて困難だと思われる。それにしても、ピンカーがこのような構造分析の枠組みの提供によって、難解なスティグマの把握を試論的にせよ、示した点を評価しなければならないであろう。

ところで、ティトマス、ピンカー、その他の英国のスティグマ研究を継承し、それを超越ようとしているスピッカーの見解はどうであろうか。スピッカーは、ティトマスの *The Gift Relationship* における叙述、すなわち「すべてのこれらのやりとりのなかには、贈与-互惠関係の一形態であるとの無言の了解が存在する。つまり、社会の一員として見知らぬ他人に与えるのは、自分（または自分の家族）が、その社会の成員として回りまわって利益を受けるのだという了解である」³⁹⁾という箇所の引用をしつつ、「ティトマスは、これを愛他主義の論拠と見做している。つまり、道徳的な社会は、啓発された自己利益に基礎を置いて展開されるのである。ピンカーは対照的に、互惠の規範は愛他主義の根拠を崩すものであると主張する。しかし、愛他主義社会を情熱的に信じるティトマスは、ピンカーの主張をその曖昧さと、主張のなかに表われるスティグマの概念が一、二の国での経験に基づいただけの狭い見解であると判断した」⁴⁰⁾と、ティトマスとピンカーを比較対照的にとらえている。また、「ティトマスは互惠の規範の重要性を認めておらず、スティグマの問題への互惠の関与を否定する。著者（スピッカー自身のこと——執筆注）の推測するところ、ティトマスはもしピンカーが正しいとなれば、自身の理念が実現不能になることに気づいており、ピンカーに対する『地方的』であるとする非難は、ティトマス自身の『善隣社会』（Good Society）概念を排除しようとする理論への反発であろう」⁴¹⁾とも述べている。

ここでは、まず第1にティトマスは贈与関係

によってスティグマを克服し得ると考えるのに対して、ピンカーは互惠関係もしくは交換関係を基盤として発想していること、第2にティトマスはフェビアン社会主義に基づく「善隣社会」に期待を寄せるのに対して、ピンカーはより冷静な社会科学的態度によってスティグマを把握していること、第3にティトマスは普遍主義的サービスがスティグマの解消に向けての原則だとしているが、ピンカーの場合は深さ、時間、距離という3変数と選別主義の使い分けが必要だとしていること、第4にそもそもティトマスがよく言えば楽観的であるのに対し、ピンカーはあくまでも客観主義の立場を貫いていること、などが対比的に論じられることになる。

3. スティグマの構造と社会福祉サービス——スピッカーの論議

スピッカーは「スティグマには単一の、独特の定義はない。と同時に、スティグマに対する普遍的な万能薬もない」⁴²⁾と切り切っている。しかし、「スティグマの概念は諸社会サービスから生まれたのであるが、サービスの用語だけでは理解できない。集団にせよ個人にせよ、実際に人びとと関わる時にのみ、この概念は始めて意味をもつ」⁴³⁾とするとともに、「スティグマは複雑な概念であって、別々であるが相互に関連し合う要素から成り立っていると見なければならぬ。属性、態度及び感情を別々に切り離して扱うのは不可能に近い」⁴⁴⁾として、ゴッフマンとは別の視点から身体的スティグマ、精神的スティグマ、貧困に関するスティグマ、依存のスティグマ、道徳的スティグマの5種類を示している。

このうち、「身体的スティグマは、それが貧困や依存の原因となること、及び、それが嫌悪や恐怖を生む外観上の醜さのために拒否される。精神的スティグマも、同様に貧困や依存に関連するので拒否されるが、拒否の別の理由は、彼らの行為を道徳的、破壊的に捉える見方と、不安と恐怖を引き起こす精神病患者の能力をも含んでいる」⁴⁵⁾とし、それぞれに概念付与をしている。貧困に関するスティグマ、すなわち「貧しい人びとへの拒否は彼らの権力の欠如の反映で

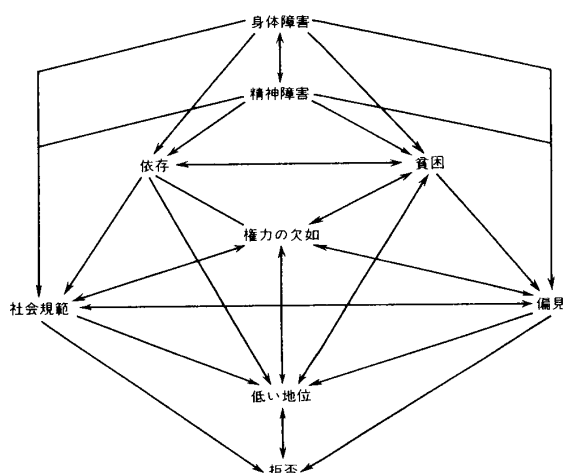


図1 社会的拒否の原因
出典：Spicker, P., (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm,, 西尾祐吾訳 (1987) 『スティグマと社会福祉』誠信書房, 227頁

あり、貧困対策は『労働倫理』を強化する圧制的な機構であると主張されている。労働倫理は一連の社会的価値として重要であるが、貧困者を特に圧迫する意図を持っているとはいえず、労働倫理以外の他の価値もまた顕著である」⁴⁶⁾。スピッカーは、英国における貧困のスティグマへの社会福祉のアプローチとしては、第1に金銭的再配分、第2にリハビリテーション、第3に積極的優遇策が、過去に見られたものの、いずれも限定した効果と展望しか持ち得なかったことを明らかにしている。

依存のスティグマについては、「依存こそが諸社会サービスをそれ以外の公共施策と区分している決定的な特徴である。もし、依存がスティグマを伴うものであれば、諸社会サービスとスティグマが結びつけて考えられるのは避けられない。諸社会サービスは依存を本質的にそのなかに持っているのだから」⁴⁷⁾と述べ、スティグマ化の度合いと依存の度合いの相関関係に言及している。また、「道徳的スティグマは、道徳上の規制が破られると発生する。このスティグマは、通常集団との分離をもたらす。逸脱の原因として、病理学的な不道徳性、社会的価値の拒否、いわゆる『漂流』など、または『レッテルを貼る』ことで、社会が逸脱に追いこむ等が挙げられる」⁴⁸⁾としている。

そして、一応は区分して意味付与を行なっていた5種類のスティグマと社会規模、偏見、社会的相互作用などの諸要因を含めて、図1のようなダイアグラムを、スピーカーは提示している。身体的スティグマと精神的スティグマは相互に関連しつつ、時には不合理ではあるが、それ自体互いに関連し合う貧困や依存と結びついている。これらの諸要素は行動や外観の規範を含んだ社会規範の侵犯や、社会規範を構成する社会化と同じ過程のなかに見い出される偏見を包含している。一方、これらは低い身分と拒否を招くようなダイアグラムを構成するのである。

このような構図を描きつつ、スピーカーは「スティグマの概念は時の経過につれて広がってきたので、今やその概念は、不当な処遇、辱しめ、面目の失墜その他あらゆる場合を含むようになり、その問題に気づくことが諸社会サービスの発達を促したのであった」⁴⁹⁾とし、スティグマ解消の努力が社会福祉史の一側面であることを認識している。19世紀、20世紀前半の努力や研究は先に触れたとおりであるが、20世紀後半の現代英国の社会福祉学においては、福祉思想や福祉政策のオプションの問題として、次のような綱引きのなかで展開されている。すなわち、「ノーマライゼーションと相違の承認、贈与と交換、依存と自己決定、社会的統制との力の再配分、裁量と権利などにおける選択肢がある。この選択は往々にして残余的福祉と制度的福祉の間の選択として提示される」⁵⁰⁾。つまり、どの政策モデルもその背景における福祉思想が妥当かどうかとなると、スティグマをめぐる、まさに葛藤状態のカオスのなかにあるのが現状といえよう。普遍主義と選別主義、残余主義と制度主義の葛藤はその代表的なものであるが、「理論的な分析からは、政策に関するいかなる明白な処方をも引き出すのは困難である。私達がそのために働いている目的、原理、政策の社会的文脈は単一でもなければ一貫してもいない。スティグマは、複雑ではあっても単一の問題であるといえるが、単一の解決策があるとは考えられない。理論は原理を規定し、スティグマの原因についての若干の説明を提供し、可能な方途を示唆するであろうが、所詮それだけのことである」⁵¹⁾と

というのが、スティグマの解消を目指す社会福祉理論に対するスピーカーの見解なのである。

4. 課題と展望

すでに述べたごとく、たしかにスティグマを克服する万能薬といったものはなく、また社会福祉理論もその可能性を示唆、提示する程度の力量しかないというのが、英国における現代のスティグマ研究の方向である。もし、このような研究成果と方向が正しいとすれば、社会福祉サービスにおけるスティグマの除去や克服は、いつまでも不可能な夢物語ということになる。

だが、本当にそうであろうか。あるいはまた、社会福祉サービスにスティグマが付着してまわるのであるから、その変革などを目指す必要はないという学問的ニヒリズムが真実だといえるのであろうか。さらに、スティグマの除去、克服は八方塞がりという状況のなかにあるのだろうか。

この点については、スピーカーはやや悲観的スタンスに基づき過ぎているといえるかもしれない。一方、ピンカーは深さ、時間、距離という3つの変数の立体構造としてスティグマを把握しつつ、それらの組み合わせがサービス利用者になづくことによって、スティグマの軽減の可能性の存在を指摘している。このピンカーの立場は、絶対的ではなく相対的なスティグマ克服の鍵になるものだと思われる。簡単にいえば、接近することは愛である。親近感は、スティグマを超えさせる飛躍台でもある。

ノーマライゼーション思想において、またその実践として、近年の我が国においてもボランティア活動のなかで体験学習が重視されるようになった。児童、青少年、婦人、壮年の男性などを含めて、例えば施設利用者の方々と交流する体験学習の機会を持つ時、その奥底から変化するという。これは、今まで全く知らなかった世界の人びとと語り合い、交流するなかで、スティグマが消え失せるような体験や出会いが、そこに生じているからであろう。

また、小学校、中学校、高等学校などで次第に広がりを見せているノーマライゼーションに向けての福祉教育も、体験学習を取り入れて展

開されつつある。ともすれば、従来の福祉教育は教科書もしくは副読本によって、児童、生徒に「教える」という方法を採用してきたが、その限界が次第に明らかになることによって、福祉当事者と「一緒に体験する」という方針への転換がなされつつある。そこでは、児童、生徒は福祉当事者と生活体験をともにすることによって、結果的にスティグマを雲散霧消化させて

いる。今後、さらに体験学習を取り入れた系統的な福祉教育が展開されようとしているが、そのようなノーマライゼーション志向の教育・学習体験がいかに重要であるかということが、あらためて確認されるのである。

つまり、スティグマ除去の問題は理論レベルよりも実践レベルにおいて先行しているといえよう。

引用及び参考文献

- 1) 埼玉県生活保護問題研究会編 (1973) 『ケースワーカー日記』千葉県社会福祉協議会, pp 98-99.
- 2) 福祉事務所現業員委員会編 (1981) 『いのちの重みを背負って——福祉事務所現業員白書——』ささら書房, pp 196-197.
- 3) 向坂 寛 (1982) 『恥の構造』講談社, pp 72.
- 4) 西尾祐吾 (1988) 「スティグマと社会福祉——我が国の公的扶助をめぐって——」日本社会福祉学会編『社会福祉学』第29巻第2号, pp 9.
- 5) Pinker, R., (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heineman, 岡田藤太郎・柏野健三訳 (1985) 『社会福祉学原論』黎明書房, pp 173.
- 6) Spicker, P., (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm, 西尾祐吾訳 (1987) 『スティグマと社会福祉』誠信書房, pp 146-147.
- 7) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 79.
- 8) Goffman, E., (1963) *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall, 石黒 毅訳 (1987) 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房, pp 9.
- 9) Goffman, 前掲書 (訳, 1987), pp 11-12.
- 10) 西尾祐吾, 前掲論文, pp 4.
- 11) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 174.
- 12) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 180.
- 13) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 9.
- 14) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 26. なお, 原典は次のとおり. *Encyclopaedica, Judaica*, pp 342.
- 15) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 27.
- 16) Locke, J., (1791) *Report of the Board of Trade to the Lords Justices in the year 1697, respecting the relief and employment of the poor*, 101-152 of an account of the origin, proceedings and intentions of the Society for the Promotion of Industry, Louthe: R. Sheardown (3rd edition), pp 139.
- 17) Chadwick, E., (1833) *Report of E. Chadwick Esq, on London and Berkshire*, Publisher unknown, pp 85.
- 18) Bentham, J., (1843) *The Works of Jeremy Bentham*, J. Bowring (ed), Vol. 8, William Tait, pp 360.
- 19) Amon, J., (1835) *Abolition of Pauperism: A Discovery in Internal National Policy*, B. Steill, pp 15-16.
- 20) Bruce, M., (ed, 1973) *The Rise of the Welfare State: English Social Policy 1601-1971*, Weidenfeld and Nicolson, pp 119.
- 21) Webb, S., (1889) *The Basis of Socialism: Historic, Fabian Essays*, Fabian Society/George Allen and Unwin, pp 51.

- 22) Show, B., (1928) *The Intelligent Woman's Guide to Socialism, Capitalism, Sovietism and Fascism*, Penguin, pp 77.
- 23) Webb, S., & Webb, B., (1929) *English Poor Law History, Part 2 : The Last Hundred Years*, Frank Cass, pp 995.
- 24) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 23.
- 25) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 27—28.
- 26) Titmuss, R. M., (1968) *Commitment to Welfare*, George Allen and Unwin, 三浦文夫監訳 (1971) 『社会福祉と社会保障』東大出版会, pp 198.
- 27) Titmuss, 前掲書 (訳, 1971), pp 17.
- 28) Titmuss, 前掲書 (訳, 1971), pp 151.
- 29) Titmuss, R. M. (eds. B. Abel-Smith & Key Titmuss, 1974) *Social Policy : An Introduction*, George Allen and Unwin, 三友雅夫監訳 (1981) 『社会福祉政策』恒星社厚生閣, pp 49.
- 30) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 142.
- 31) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 159—160.
- 32) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 143.
- 33) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 147.
- 34) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 144.
- 35) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 142.
- 36) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 172.
- 37) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 171.
- 38) Pinker, 前掲書 (訳, 1985), pp 175—178.
- 39) Titmuss, R. M., (1970) *The Gift Relationship : From Human Blood to Social Policy*, Penguin, pp 248.
- 40) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 121.
- 41) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 122.
- 42) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp vi—vii.
- 43) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 75.
- 44) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 79.
- 45) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 98.
- 46) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 111.
- 47) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 126.
- 48) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 151.
- 49) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 27—28.
- 50) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 229.
- 51) Spicker, 前掲書 (訳, 1987), pp 241.